

森林所有者の皆様へ

新たな森林管理システム がスタートしました

平成31年4月から森林経営管理法が施行され、
森林経営管理制度への取り組みがはじまりました。
この制度では、森林所有者に森林の適切な経営や管理が義務づけられ、
市町村がそのサポートを行います。



意向調査のご案内

今年度から森林管理制度に取り組むため、まず「森林所有者の意向調査」を行います。
この調査は、森林を今後どのように管理していきたいかなど、所有者本人の意思を明らかにする重要な調査です。

市町村への委託を考える方はもちろん、ご自分で山を管理される方も含め人工林を所有する全ての方に必ずお答えいただくことになっていますので、ご協力をお願いします。

調査の順番については、調査後の手続きもあるため、一度に美波町全域を調査することができません。

各市町を5年程度で一巡できる計画をたて、各地区で具体的な整備計画を検討しながら、順次行っていきます。

今年度は、西河内地区に人工林を所有されている方が意向調査の対象となります。



山の相談窓口

ハローフォレスト

山を持つと、山の管理の
ことで多くの悩みや心配ごとが！

新たな森林管理システムって・・・



自分では管理できない・・・



山の境界が分からない・・・

美波町
の

牟岐町
の

海陽町
の

ハローフォレスト海部

徳島森林づくり推進機構

海陽町久保字久保48-1(海陽町役場穴喰庁舎 別館)

☎0884-70-1658

✉ hello-kaifu@forest-tokushima.or.jp

